

城の定義事件

東京地裁 060425



城に関する定義

「城とは人によって住居，軍事，政治目的をもって選ばれた一區画の土地と，そこに設けられた防禦的構築物をいう」

定義の文の構造や特性を表す個々の文言自体から見た表現形式は、この種の学問的定義の文の構造や、先行する定義や説明に使用された文言と大差はないから、本件**定義の表現形式に創作性は認められない。**

学問的思想としての本件定義は、学術研究の分野において、プライオリティを有するものとして尊重されることがあるのは別として、著作権の対象となる**著作物として著作権者に専有させることは著作権法の予定したところではない。**

城の定義事件

東京地裁 060425

「本件定義は、原告が長年の調査研究によって到達した、城の学問的研究のための基礎としての城の概念の不可欠の特性を簡潔に言語で記述したものであり、原告の学問的思想そのものと認められる。

本件定義のような簡潔な学問的定義では、城の概念の不可欠の特性を表す文言は、思想に対応するものとして厳密に選択採用されており、原告の学問的思想と同じ思想に立つ限り同一又は類似の文言を採用して記述する外はなく、全く別の文言を採用すれば、別の学問的思想による定義になってしまうものと解される。

また、本件定義の文の構造や特性を表す個々の文言自体から見た表現形式は、この種の学問的定義の文の構造や、先行する城の定義や説明に使用された文言と大差はないから、本件**定義の表現形式に創造性は認められず**、もし本件定義に創造性があるとすれば、何をもって城の概念の不可欠の特性として城の定義に採用するかという学問的思想そのものにあるものと認められる。**学問的思想としての本件定義は、それが新規なものであれば、学術研究の分野において、いわゆるプライオリティを有するものとして慣行に従って尊重されることがあるのは別として、これを著作権の対象となる著作物として著作権者に専有させることは著作権法の予定したところではない。」**